

福山市介護サービス事業所・施設等応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴い、光熱費、燃料費等が上昇し、負担が重くなっている介護サービス事業所・施設等（以下「高齢者福祉施設」という。）を応援するための給付金（以下「応援金」という。）を支給し、物価高騰等で事業運営に苦慮している高齢者福祉施設を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における高齢者福祉施設は、次に掲げる事業所・施設等とする。

区分	施設・サービス種別
施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム
居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
通所系 サービス	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介事業所
訪問系等 サービス	介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と重複しない事業所に限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(応援金の支給対象)

第3条 応援金の支給対象は、次のすべての要件を満たしている高齢者福祉施設とする。

- (1) 当該施設が、福山市内に所在していること。
- (2) 2026年（令和8年）1月1日現在（支給基準日）、介護サービス等の提供を行っていること。

(応援金の支給額及び回数)

第4条 応援金は予算の範囲内で支給するものとし、支給額は、次の表のとおりとする。

区分	施設・サービス種別	支給額
施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	定員が60人以上の事業所・施設 <u>20万円</u> 定員が60人未満の事業所・施設 <u>15万円</u>
居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	定員が30人以上の事業所・施設 <u>15万円</u> 定員が30人未満の事業所・施設 <u>10万円</u>
通所系 サービス	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	定員が30人以上の事業所・施設 <u>10万円</u> 定員が30人未満の事業所・施設 <u>5万円</u>
訪問系等 サービス	介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と重複しない事業所に限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1所につき <u>2万円</u>

- 2 同一の事業者が同一住所地において、前項に記載する施設・サービス種別の事業を複数実施している場合は、それぞれ別の事業所とみなす。
- 3 応援金の支給回数は、1高齢者福祉施設当たり1回とする。

(支給申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする高齢者福祉施設の施設長又は管理者（以下「申請者」という。）は、福山市介護サービス事業所等応援金支給申請書（以下「支給申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、福山市介護サービス事業所・施設等応援事業実施要綱（2025年（令和7年）1月1日施行）の支給決定者で、応援金を振り込んだ金融機関口座に変更がない申請者については、第3条各号を満たすものとみなし、前条に規定する額を支給する。ただし、第3条各号を満たしていない者については、この限りでない。
- 3 応援金の受給を辞退する者は、福山市介護サービス事業所等応援金受給辞退届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(応援金の決定及び支払方法)

第6条 市長は、前条第1項の規定による支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、応援金の支給額を決定する。

- 2 前項に規定する審査において不備があった場合は、申請者に対して差し戻す。
- 3 前条第2項及び第1項の規定による応援金の支給決定者に対し、予め応援金を支給する旨を通知する。
- 4 応援金の支払いは、申請者が希望する金融機関口座への振込により行う。

(支給の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により応援金の支給を受けたとき。
- (2) その他市長が応援金を支給することが適當でないと認めたとき。

(応援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る応援金が既に支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 応援金の支給を受けた高齢者福祉施設は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までに取り消された応援金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第9条 応援金の支給を受けた高齢者福祉施設は、この応援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を応援金の支給を受けた会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。

(検査及び報告)

第10条 市長は、応援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）1月1日から施行し、2025年度（令和7年度）限りの支給とする。